

パブリック・コメント
(第8条第2項関係)

「玉名市景観計画」見直し（素案）

修正箇所の公表

令和5年1月

玉名市建設部都市整備課

11. アクションプラン（協働の景観づくり）

11-1 アクションプランの考え方

良好で魅力的な景観形成は、行政だけでは実現できません。ハード・ソフトでの景観まちづくりを住民、まちづくり団体、行政が協働して進めることが大事です。

景観まちづくりにあたっては、景観の将来像とその考え方や景観方針、景観形成方針と関連づけて以下に示す具体的取組メニューを、地域の実状に合わせて複数組み合わせ、進めていくことが効果的です。

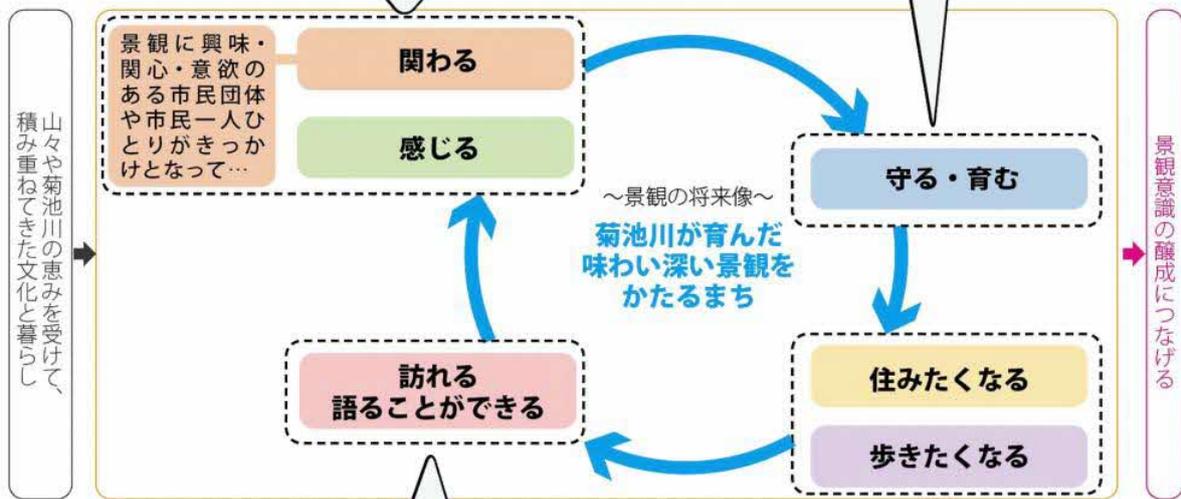
《景観の将来像とアクションプラン》

魅力的な景観をつくるためには、景観の将来像等を踏まえて、事業を進めていくことが大切です。

地区によって景観形成の進み具合は異なりますが、アクションプランに取り組むことで、景観形成に「関わる」人や景観を意識し、「感じる」人を増やし、景観を「守る・育む」ことにつなげ、玉名市に「住みたくなる」「歩きたくなる」と思われるよう工夫し、市民や来訪者が「訪れる」「語ることができる」ように、景観の熟度を市全体で高めていくことを目指します。

景観に興味・関心・意欲のある市民をはじめとし、様々な人や団体が景観まちづくりに「関わる」ことで、景観を「感じる」仕掛け、取り組み、支援などのアクションプランを進めます。

価値のある景観の保全や修景、良好な景観形成に向けた誘導、景観づくり等により、景観を「守る・育む」アクションプランを進めます。



多くの人々が、本市に「訪れる」きっかけをつくるとともに、本市の素晴らしい景観を市民が「語ることができる」アクションプランを進めます。

「住みたくなる」「歩きたくなる」景観形成を図るため、景観・まちなみの修景や散策路・サイン整備などのアクションプランを進めます。

11-2 アクションプランの内容

市は、国や県と連携しながら、道路や河川等の管理者として適正な維持管理による安全の確保や景観美化に努めます。

また、地域に根ざした良好な景観形成を進めるため、以下に示すアクションプランに基づき、市民や地域活動の支援、協働による取組等を積極的に行います。

~~アクションプランの内容を以下に示します。~~

11-2-1 アクションプランの内容

関わる

感じる

につなげるアクションプラン

景観美化活動の推進

市民や団体によるボランティアによる菊池川堤防の除草や保全活動等を今後も推進します。

また、校区まちづくり委員会や子ども会、老人会等による、花の拠点づくり事業を活用した花壇づくりや校区美化活動等を推進し、景観資源やまちの美化を進めます。



玉名市
全域

随時

■ 景観ボランティア団体への活動支援

景観まちづくりにおいて、主体的な地域づくり活動を行っている団体の活動や取組について、引き続き支援します。

玉名市
全域

随時

■ 大学との連携と研究・教育の場の提供

高瀬裏川や高瀬のまちなみ、JR 玉名駅、古墳、横穴群などの景観資源について、大学等と連携し、研究の題材や教育のフィールドとして活用します。

また大学と連携した景観資源の掘り起こし、新たな魅力の創出を進めます。



随時

■ 世代間交流による地域の伝統行事・祭事の伝承

玉名市の歴史や伝統行事・祭事の文化・風習など、景観資源の価値を後世に継承するため、世代間交流を活発化し、歴史や文化・まつり、景観資源の価値の継承を図ります。

玉名市
全域

随時

■ 魅力的な景観イベントの実施

玉名市の景観資源に関して市内外の人々に興味・関心を持ってもらうため、菊池川でのイベントや田んぼアート、景観ツアーの実施など、景観を絡めた魅力的なイベントを実施します。



玉名市
全域

随時